

佐賀県特別栽培農産物表示要領

制定 令和4年2月1日
最終改正 令和7年2月27日

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県特別栽培農産物表示要綱（以下「要綱」という。）に定める表示制度に係る事務取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(化学肥料使用量の基準)

第2条 この要領での化学肥料使用量の基準及びその算定は以下のとおりとする。

- (1) 化学肥料の使用量は、栽培期間中に使用した化学肥料の窒素成分の総使用量が別記1に定めた値以下であること。ただし、『化学肥料使用せず』として登録を受ける場合は、窒素以外の成分についても化学肥料の使用はできないこととする。
- (2) 化学肥料の使用量に当たっては、当該肥料の窒素の保証成分量で算定する。
- (3) 有機質肥料と化学肥料を混合したもの（指定配合肥料など）については、化学肥料由来の窒素の保証成分量で算定する。
- (4) 栽培に使用する各種資材は、化学肥料成分の含有量を明確にするため、原材料・製造方法が明らかなるものとする。なお、成分などが表示されていない資材を使用する場合は、製造者等から資材の化学肥料成分の含有量や原材料・製造方法等の証明を得るものとする。
- (5) 堆肥に化学肥料を添加した場合は、当該化学肥料由来の窒素の保証成分量も算定する。

(化学合成農薬使用回数の基準)

第3条 この要領での化学合成農薬使用回数の基準及びその算定は以下のとおりとする。なお、化学合成農薬使用回数とは、カウント対象とする化学合成農薬の有効成分数とする。

- (1) 化学合成農薬の使用回数は、栽培期間中に使用したカウント対象とする農薬の有効成分の延べ回数が別記1に定めた値以下であること。
- (2) カウント対象とする農薬は、有機農産物の日本農林規格の別表2に掲げる農薬を除くものとする。
- (3) 展着剤は、カウント対象外とする。

(分類の区分)

第4条 区分は下表のとおりとする。

分類名略号	化学合成農薬や化学肥料の使用の低減割合
A	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物
B	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学合成農薬を使用せず、かつ化学肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている使用量（窒素成分）の5割以下で生産された農産物
C	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学肥料を使用せず、かつ化学合成農薬の使用回数が当該地域の同作期において慣行的に行われている使用回数の5割以下で生産された農産物
D	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている使用回数及び使用量（窒素成分）の5割以下で生産された農産物

(申請者の要件)

第5条 申請者の要件は、次のとおりとする。

1 登録を受けようとする生産者の要件

- (1) 佐賀県内に居住する農業者若しくは農業者で組織する者で、作付面積は穀類が10アール以上、その他作物が5アール以上であること。
- (2) 登録を受けようとする作物を栽培するほ場は、原則として佐賀県内に所在するものとする。ただし、下記の全ての要件等を満たしている場合はこの限りではない。
 - ・佐賀県に隣接する市町に所在するほ場であること
 - ・県内の登録を受けようとする農産物のほ場と同一品目の農産物が同一の栽培基準で生産されていること。
 - ・県内の登録を受けようとする農産物と一体的に収穫、集出荷等が行われること。

2 登録を受けようとするとう精又は製茶を行う者の要件

とう精・製茶を行う者は、登録を受けた玄米又は荒茶を県内の施設で、とう精又は製茶し袋詰めを行うものとする。ただし、とう精については、県外の施設でとう精を行う者も登録ができるものとする。

(登録生産者等の責務)

第6条 登録生産者及び登録を受けたとう精または製茶を行う者の責務は、次のとおりとする。

登録生産者の責務

- (1) 家畜排泄物や稲わら、麦わらなどの有機物の有効活用による土づくりを行い、当該ほ場の生産力の維持・増進を図ること。
- (2) 肥料及び土壌改良資材は、土壌診断に基づき適正量を使用するよう努めること。
- (3) 農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づく使用基準を遵守するとともに、県が作成した「佐

「佐賀県病害虫総合防除計画」及び「佐賀県施肥・雑草防除のてびき」を参考に、より安全な普通物（毒物・劇物に該当しないもの）の使用に努めること。

登録生産者及び登録を受けたとう精又は製茶を行う者の責務

- (1) 佐賀県特別栽培農産物の安全性と信頼性を確保するため、国際水準GAPの導入等により関係法令を遵守するとともに、適切な生産工程管理の実施に努めること。
 - (2) 生産、とう精、製茶に関する情報を消費者や流通業者に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること。
 - (3) 特別栽培農産物の適正な栽培、乾燥調製、出荷、販売及び品質管理に努めるとともに、これらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。
 - (4) 消費者、取引業者等に対して誤解を与えることのないよう生産情報の表示及び表示マークの使用を適正に行なうこと。
 - (5) 特別栽培農産物の生産及び出荷に関する情報を公表するよう努めるものとし、消費者、取引業者等からの照会に対して説明責任を果たすこと。
 - (6) 知事が求める報告・調査について、協力すること。
- 2 表示マークを用いず販売する場合はガイドラインに基づく適正な表示を行うものとする。
 - 3 佐賀県特別栽培農産物の流通・販売過程において、表示等に係る問題が生じた場合は、登録生産者及び登録を受けたとう精又は製茶を行う者がその責を負うものとする。

（栽培責任者の要件）

第7条 登録申請又は登録の変更までに県が開催する講習会を受講し、修了した者。

ただし、栽培責任者は登録生産者が兼ねることができる。

なお、有効期間終了に伴い、再度、登録生産者が登録を希望し栽培責任者に変更がない場合においては、登録申請までに県が開催する講習会の受講に努めるものとする。

（栽培責任者の責務）

第8条 栽培責任者の責務は、次のとおりとし、登録生産者が適切な生産及び出荷を行うよう栽培管理又はその指導を行うものとする。

- (1) 生産ほ場に次の事項を記載した看板を設置すること
 - ・佐賀県特別栽培農産物の生産ほ場であること
 - ・生産ほ場の所在地及び栽培面積
 - ・作物名及び作型（米・麦・大豆にあつては品種名も記入）
 - ・栽培責任者の氏名
- (2) 登録申請までに、栽培管理計画を別紙1により作成し、確認責任者に確認を受けること。

なお、永年性作物については、前作の収穫がすべて終了する1ヶ月前までに確認責任者に栽培計画の確認を受けること。
- (3) 栽培管理記録を別紙1により作成し、収穫終了後速やかに確認責任者に提出すること。
- (4) 出荷記録を別紙9により作成し、一定期間ごとに取りまとめて確認責任者に提出すること。
- (5) 講習会を受講する等により、特別栽培農産物表示制度の理解に努めること。

(確認責任者の要件)

第9条 登録申請又は登録の変更までに県が開催する講習会を受講し、修了した者。

なお、確認責任者は栽培責任者を兼ねることはできないこととし、原則として、栽培責任者と同一生計の者でないこと。

また、有効期間終了に伴い、再度、登録生産者が登録を希望し確認責任者に変更がない場合においては、登録申請までに県が開催する講習会の受講に努めるものとする。

(確認責任者の責務)

第10条 確認責任者の責務は、以下を実施することにより、栽培責任者による栽培管理又はその指導が適切に行われていることを確認するものとする。

- (1) 栽培計画の提出を受けたときは、その内容が基準を満たしているか確認すること。なお、記載の不備等を認めた場合は改善指導を行うこと。
- (2) 登録を受けた特別栽培農産物の栽培中に少なくとも1回以上生産ほ場に赴き、ほ場の状況、栽培管理記録の調査を行い、なお、記載の不備等を認めた場合は改善指導を行うこと。
- (3) 収穫前に、栽培管理記録を確認し、基準を満たしている場合は登録生産者に対し表示シールの使用を認めること。
- (4) 収穫終了後に栽培管理記録及び出荷・販売中に出荷記録の提出を受けた時、化学肥料等の内容が特別栽培農産物の基準を満たしていることを確認し、記載の不備等を認めた場合は改善指導を行うこと。
- (5) 栽培計画、栽培管理記録、出荷記録を受領後3年間保管すること。
- (6) 講習会を受講する等により、特別栽培農産物表示制度の理解に努めること。

(精米(製茶)責任者の要件)

第11条 登録申請又は登録の変更までに県が開催する講習会を受講し、修了した者。

ただし、県外のとう精者においては、本制度を十分に理解したと判断できる者。

なお、栽培責任者は申請者が兼ねることができる。

また、有効期間終了に伴い、再度、登録者が登録を希望し精米(製茶)責任者に変更がない場合においては、登録申請までに県が開催する講習会の受講に努めるものとする。

(精米(製茶)責任者の責務)

第12条 精米(製茶)責任者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 登録申請までに、とう精(製茶)計画を別紙3号(4号)により作成し、精米(製茶)確認者に確認を受けること。
- (2) 特別栽培米受払台帳(別紙6)を備え付け、特別栽培米の受払いを明確に記録すること。
- (3) 精米(製茶)確認者によりとう精等が適正に行われていることを確認された後、台帳の写しを精米(製茶)確認者に提出すること。
- (4) 表示マークの適正な管理を実施すること。
- (5) 講習会を受講する等により、特別栽培農産物表示制度の理解に努めること。

(精米(製茶)確認者の要件)

第13条 登録申請又は、登録の変更までに県が開催する講習会を受講し、修了した者。

ただし、県外のとう精者においては、本制度を十分に理解したと判断できる者。

なお、精米(製茶)確認者は精米(製茶)責任者を兼ねることはできないこととし、原則として、精米(製茶)責任者と同一生計の者でないこと。

また、有効期間終了に伴い、再度、登録者が登録を希望し精米(製茶)確認者に変更がない場合においては、登録申請までに県が開催する講習会の受講に努めるものとする。

(精米(製茶)確認者の責務)

第14条 精米(製茶)確認者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 特別栽培米(茶)のとう精(製茶)等が行われている期間中は原則として月1回以上とう精(製茶)施設等に赴き、一定の期間における原料玄米(荒茶)の入荷量、とう精(製茶)等によって得られた精米(仕上茶)等の数量、とう精(製茶)等に伴う欠減量等を台帳及び表示票等の調査することにより、袋詰精米(仕上げ茶)等に付された表示と内容の一致を確認すること。確認の結果、記載の不備等を認めた場合は改善指導を行うこと。
- (2) とう精・製茶開始前に、とう精(製茶)施設にて、とう精又は製茶の製造工程等が適切であることを確認した場合は、登録を受けたとう精又は製茶を行う者に対し表示マークの使用を認めること。また、出荷・販売中に、当該マークの使用の記録等、適正な管理が行われているか随時、確認を行うこと。
- (3) 精米(製茶)責任者より受領した台帳の写しを3年間保管すること。

(表示対象品目)

第15条 要綱第3条で規定する表示の対象は、別表1に定める品目とする。

(登録申請)

第16条 要綱第4条で規定する期日は、当該農産物の作付1か月前まで、また、永年性作物にあつては、前作の収穫がすべて終了する1ヶ月前までとし、様式第1号の登録申請書を、当該申請者が居住する地域を所管する農業振興センター農業企画課に提出するものとする。ただし、県外でとう精する者については農業経営課に提出するものとする。

なお、受付期間は次のとおりとする。

- (1) 4月1日～4月30日
- (2) 5月1日～5月31日
- (3) 7月1日～7月31日
- (4) 10月1日～10月31日
- (5) 2月1日～2月末日

(登録事項)

第17条 前条に基づき申請された内容が適当であると判断され、登録が行われた場合には、地域農業振興センター農業企画課又は農業経営課から様式第7号（とう精・製茶にあっては様式第8号）の登録通知書を申請者へ送付するものとする。

また、要綱第6条に規定する、県のホームページに記載する事項は、申請者の氏名、居住市町、連絡先、栽培責任者、確認責任者、精米（製茶）確認者の氏名とする。なお、その他の登録事項について公開請求があったときは、県が公開請求者に対し情報を公開するものとする。

(登録の変更)

第18条 要綱第8条に基づく登録の変更は、次のいずれかを変更する場合とし、様式第5号により原則として提出期限までに当該申請者が居住する地域を所管する地域農業振興センター農業企画課へ届け出るものとする。ただし、県外でとう精する者については農業経営課に提出するものとする。

項目	提出期限
栽培責任者	変更後、速やかに届出
確認責任者	
ほ場に関する情報 (面積、場所など)	原則として、作付前まで
特別栽培区分	収穫前の確認責任者による確認を受けるまで
精米（製茶）責任者	変更後、速やかに届出
精米（製茶）確認者	
マーク等の使用数	出荷（とう精・製茶）終了まで

(登録の取り下げ)

第19条 要綱第9条に関わらず、次に掲げる事態が生じた場合は、様式第4号（とう精製茶は様式第6号）により、速やかに当該申請者が居住する地域を所管する地域農業振興センター長（県外とう精にあっては農業経営課長）を經由して、知事に対し登録の全部又は一部取り下げを届け出なければならない。

- (1) 要綱第8条第2項の規定により認められない変更が生じた場合。
- (2) 登録の要件に該当しなくなった場合。
- (3) 栽培を中止する場合。

2 前項第2号及び第3号により、登録の一部取り下げを届出た場合であっても、登録期間内であれば、再申請を行うことなく、当該取り下げを届出た作以降の栽培については特別栽培を再開できる。

(残留農薬の分析の実施)

第20条 要綱第12条第2項に規定する残留農薬の分析に必要な農産物の採取は、当該申請者が居住する地域を所管する地域農業振興センター長（県外とう精にあつては農業経営課長）が関係機関の協力を得て行うものとする。

（登録の取消）

第21条 要綱第13条第1項に規定する登録生産者の責務を遵守していないと認めるときは、次の各号をいう。

- (1) 要綱第7条の登録の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 申請若しくは登録に係る虚偽又は不正が判明したとき。

（実績報告）

第22条 要綱第14条第1項及び第2の実績報告は、生産に係る実績報告については別紙1の栽培管理実績書を収穫終了後30日以内に確認責任者に対し、提出することとする。また、確認を受けた実績書を確認責任者から受領後、その写しを当該申請者が居住する地域を所管する地域農業振興センター農業企画課へ提出することとする。

精米及び仕上げ茶に係る実績報告については、別紙3又は別紙4のとう精（製茶）実績書により、出荷、販売終了後30日以内に精米（製茶）確認者に対し、提出することとする。また、確認を受けた実績書を精米（製茶）確認者から受領後、その写しを農業振興センター農業企画課（県外とう精については農業経営課）へ提出することとする。

なお、受払台帳を別紙6により作成している場合は、その写しの提出を実績報告に代えることができるものとする。

2 要綱第14条第3項の出荷、販売に係る実績報告は、別紙9より、出荷販売終了後30日以内に確認責任者に対し、提出を行うものとする。

（書類等の保管）

第23条 申請者は、登録に係る文書及び記録等の関係書類を、登録された農産物の出荷終了日から3年間保管しなければならない。

附 則

（実施期日）

- 1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年2月27日から施行する。